

## I いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念【いじめ防止対策推進法第3条】

- (1) いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること。

### 2 学校及び学校の教職員の責務【いじめ防止対策推進法第8条】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 3 保護者の責務【いじめ防止対策推進法第9条】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

## II いじめとは

### 1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校の市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。

### 2 いじめの内容

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 3 いじめの要因

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。
- ・いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題であることから、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め合い支え合うことができず、いじめが起り得る。

#### 4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

##### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

##### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### 5 いじめの認知

##### (1) いじめの定義に基づく確実な認知

家庭、地域関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明し、共通理解を図る。

##### (2) 認知の流れ

ア 教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「いじめ防止対策委員会」に報告する。

イ 「いじめ防止対策委員会」は、教職員から報告があったすべての事案について事実確認の方策について協議する。

ウ 「いじめ防止対策委員会」は役割分担を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を共有する。

エ 「いじめ防止対策委員会」は「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。

→いじめの認知

### Ⅲ 学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会兼いじめ防止会議）

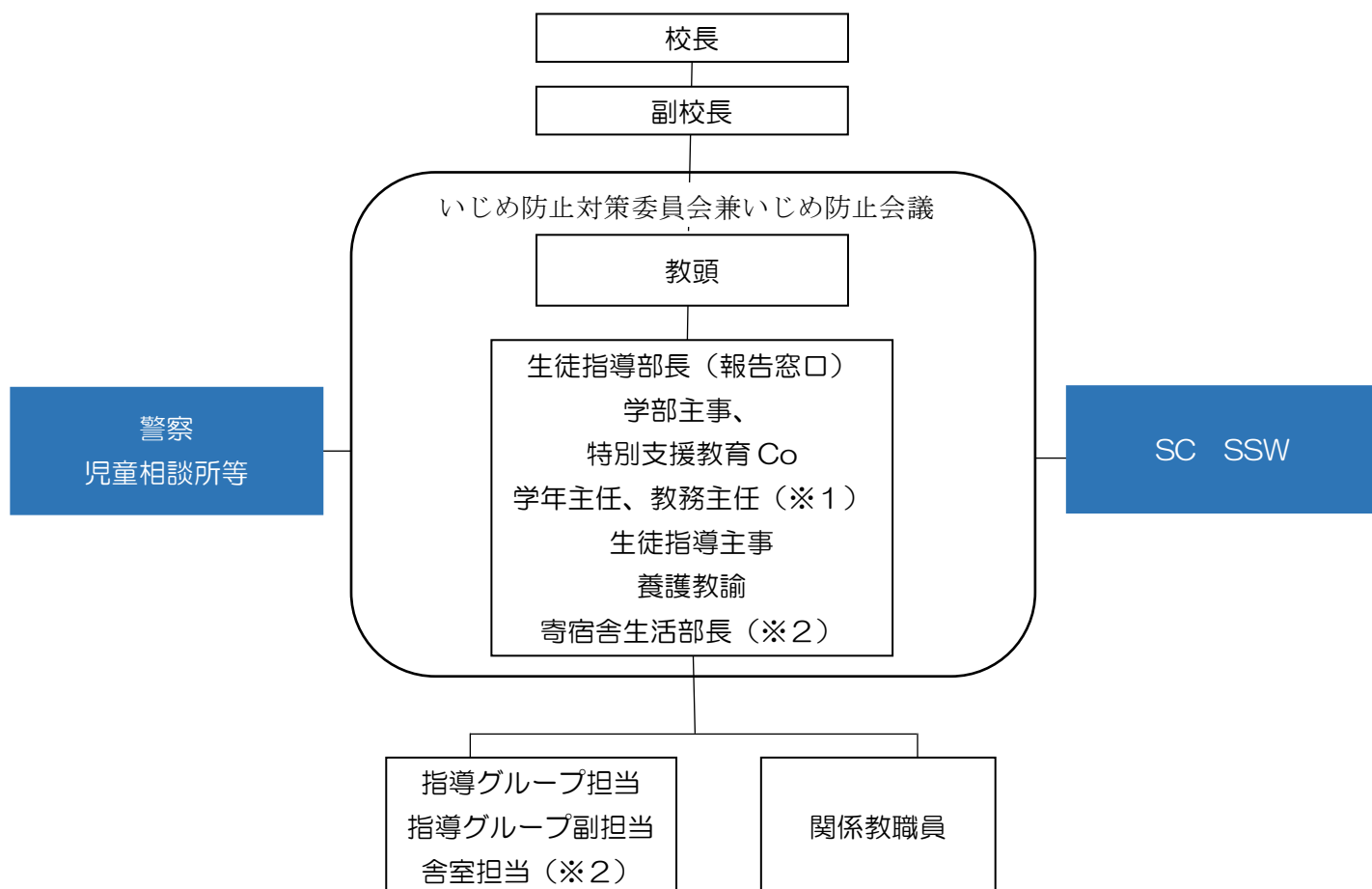
#### 1 構成員

教頭、生徒指導部長、学部主事、学年主任、生徒指導主事、教務主任、特別支援教育 Co、養護教諭、寄宿舎生活部長、指導グループ担当、舎室担当（状況に応じて SC、SSW、警察など）

## 2 役割

- (1) 学校いじめ防止プログラム（アンケートやいじめ防止の取組などの年間指導計画）の作成
- (2) 校内研修の企画・実施
- (3) いじめの相談・通報の窓口
- (4) いじめ事案に関する会議の開催
- (5) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- (6) いじめの重大事態の調査等

## 3 組織図



※1 学年主任と教務主任は、当該学年の主任が参加する。

※2 寄宿舍生活部長、舎室担当者は、寄宿舍児童生徒の場合に参加する。

#### 4 組織的な対応（対応マニュアル）※図1 組織対応図参照

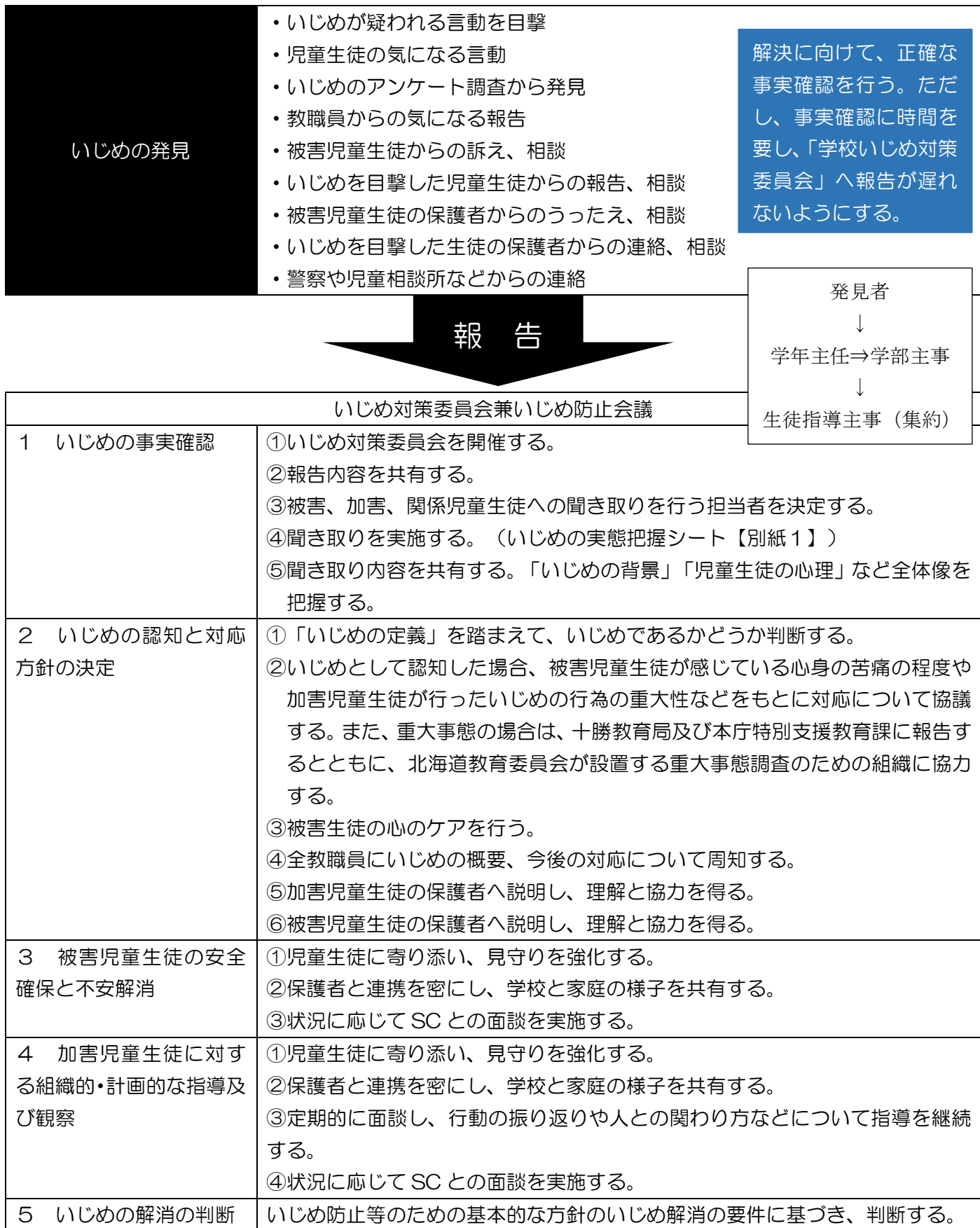
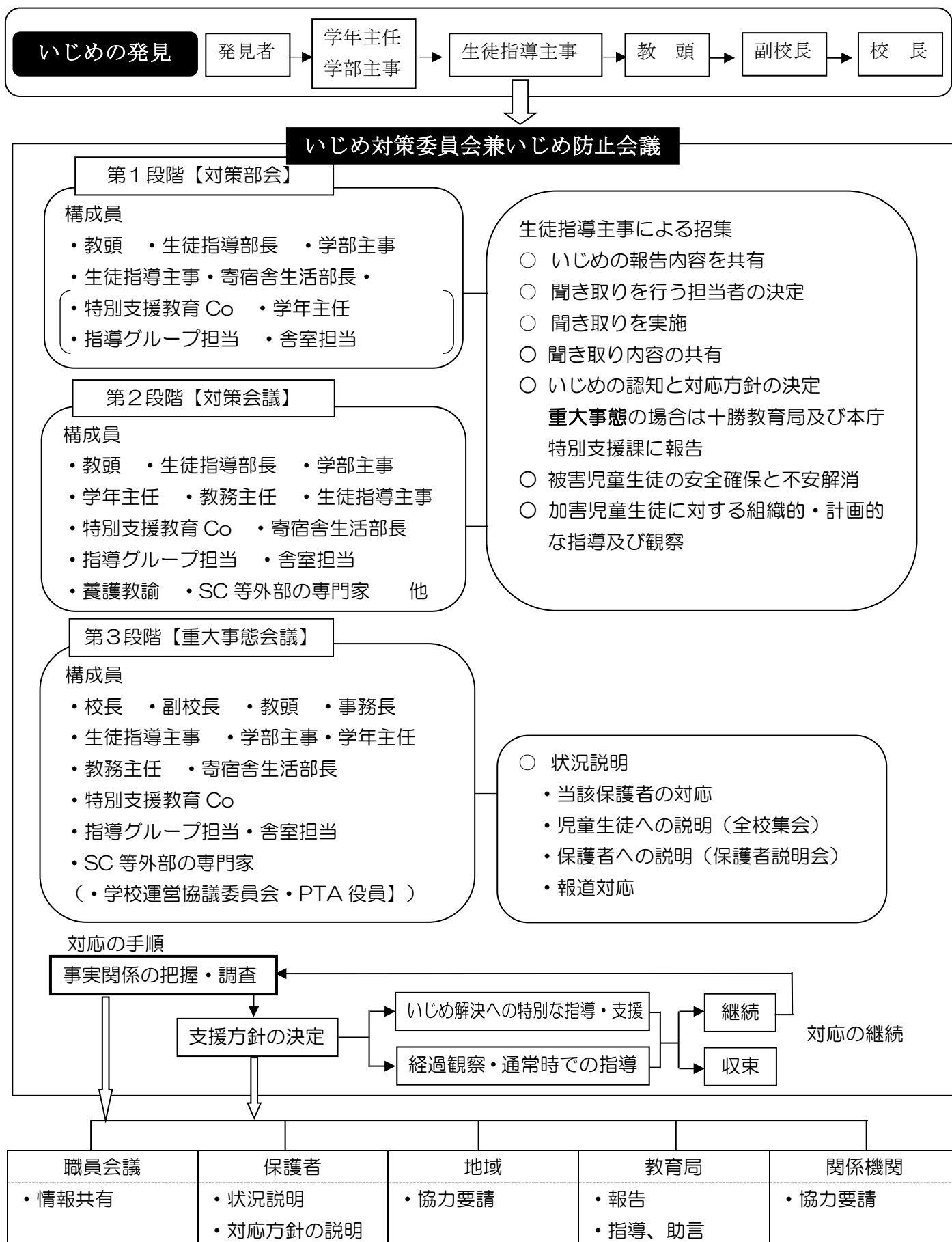


図1 組織対応図



## 5 取組状況の把握と検証（PDCA サイクルを通した検証）

いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、学期1回及び事案発生時に開催し、取り組みの進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校いじめ防止基本方針や計画の見直しを行う。

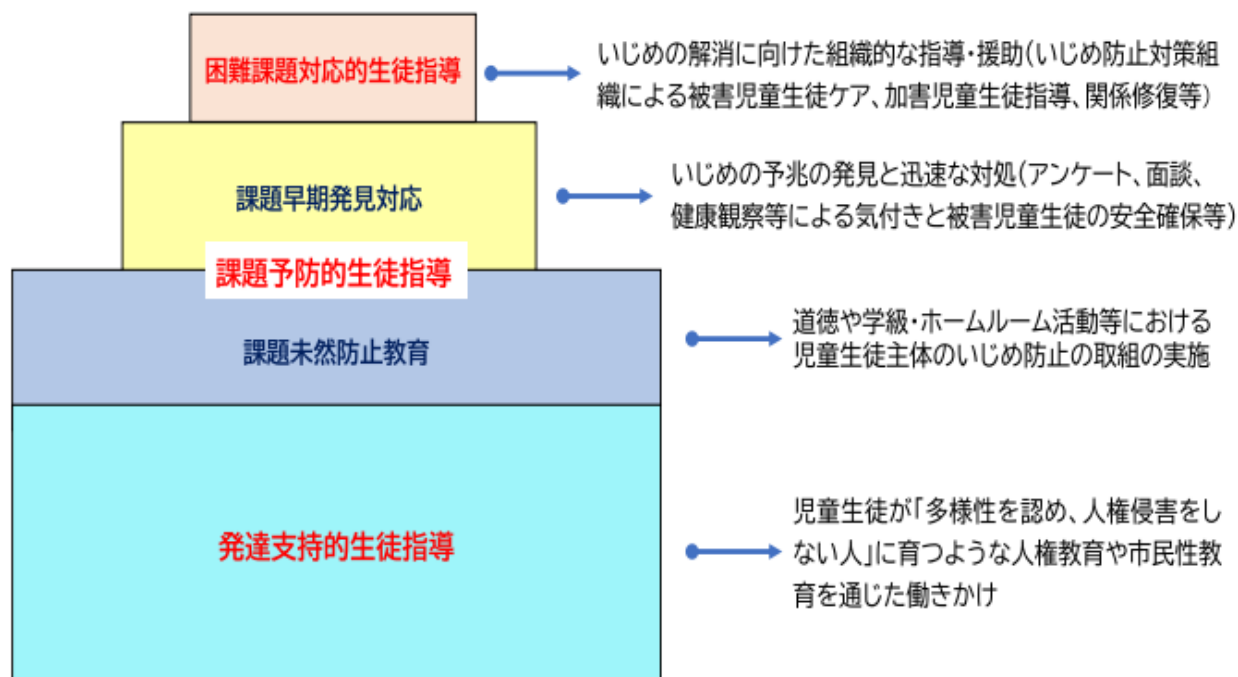
## 6 年間計画

|        | 北海道帯広養護学校 いじめ防止年間計画                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 4月     | いじめ防止委員会【第1回】<br>「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載、楽メの送信）<br>PTA 総会「学校いじめ防止基本方針」の説明 |
| 5月     | 家庭訪問・個別懇談（家庭の様子等を把握）                                                    |
| 6月     | 運動会【小学部】、体育祭【中学部】（児童生徒間の関係把握）<br>いじめのアンケート調査実施・集計・公表<br>いじめ防止委員会【第2回】   |
| 7月     |                                                                         |
| 8月     |                                                                         |
| 9月     | 個別懇談（家庭の様子等を把握）                                                         |
| 10月    | 学習発表会【小・中学部】（児童生徒間の関係把握）<br>学校評価アンケート取組実施                               |
| 11月    | いじめのアンケート調査実施・集計・公表<br>いじめ防止委員会【第3回】                                    |
| 12月    | 高等部際【高等部】（生徒間の関係把握）                                                     |
| 1月     |                                                                         |
| 2月     | 学校評価アンケート取組結果<br>個別懇談（家庭の様子等を把握）<br>入学予定者保護者説明会（本校のいじめ防止の取り組みについて説明）    |
| 3月     | いじめ防止委員会【第4回】                                                           |
| 日常的な取組 | 児童生徒の実態や人間関係について情報交換<br>家庭との情報交換                                        |

※小学部5、6年、中学部2、3年、高等部1、2年生は、泊を伴う学習を年に1度実施する。（児童生徒間の関係把握）

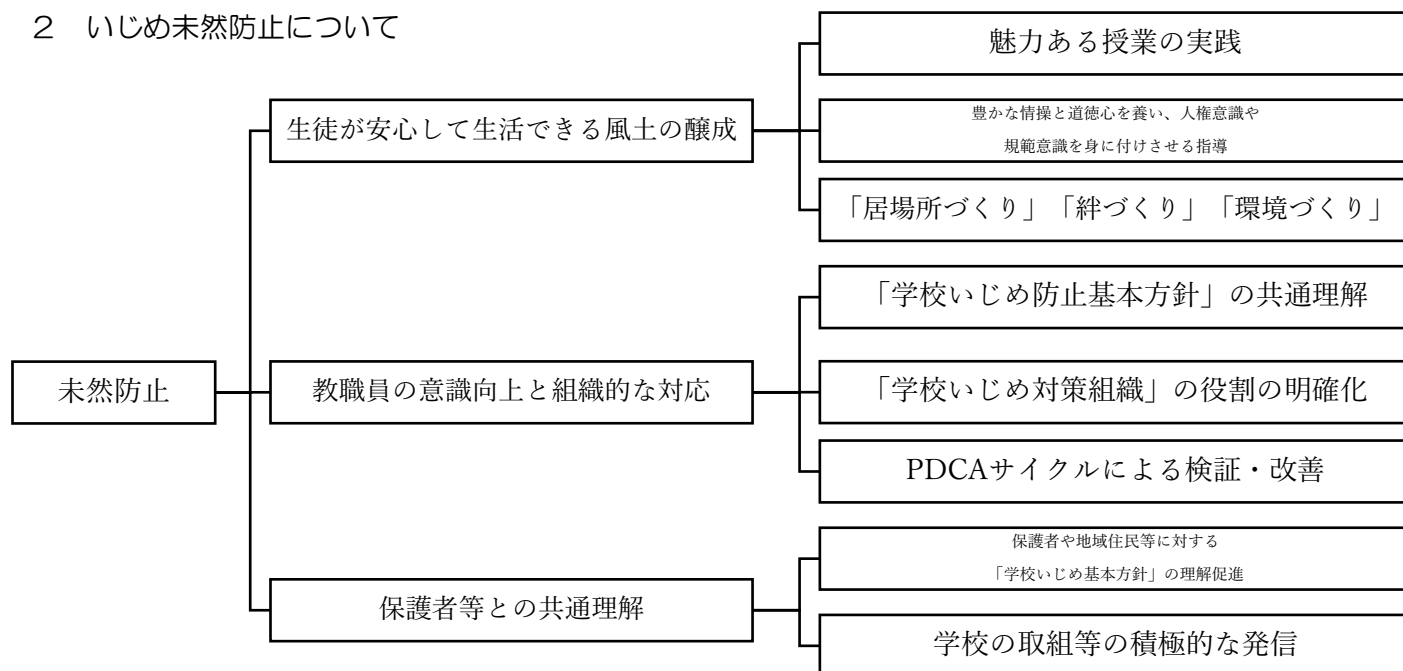
## Ⅳ いじめ未然防止及び早期発見対応

### 1 いじめ対応の重層的支援構造



(生徒指導提要より)

### 2 いじめ未然防止について



(「いじめ対応ガイドブック・支援ツール=コンパス=」より)

#### (1) 発達指示的生徒指導

| 内容                            | 主な学習場面                       |
|-------------------------------|------------------------------|
| ア 人権に関する教育の一層の充実              | 教育活動全体、日常生活の指導、LHR           |
| イ 児童生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達支援 | 教育活動全体、                      |
| ウ 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の向上         | 教育活動全体、日常生活の指導、特別活動          |
| エ 児童生徒の社会性や規範意識の育成            | 教育活動全体、日常生活の指導、総合的な学習(探究)の時間 |

(2) 課題未然防止教育

| 内容                                       | 取組例                                                                                                            |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 児童生徒や保護者等への「学校いじめ防止基本方針」の周知、理解促進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校 HP への掲載</li> <li>・PTA 総会、学校運営協議委員会</li> <li>・入学者保護者説明会 等</li> </ul> |
| イ 児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動の推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活単元学習</li> <li>・特別活動 ・日常生活の指導</li> </ul>                              |
| ウ 家庭や地域と連携し、多様な教育資源を活用した道徳教育の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習（探究）の時間</li> <li>・教育活動全体</li> </ul>                              |
| エ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒や多様な背景をもつ児童生徒への指導や支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭との連携</li> </ul>                                                    |

(3) 課題早期発見対応（いじめの早期発見・対応の在り方）

| 内容                                  | 取組                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア いじめの積極的な認知と「いじめ見逃しゼロ」の徹底          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・いじめの早期発見のためのチェックリスト【別紙２】</li> <li>・指導グループ担当及び副担当からの積極的な情報提供</li> </ul>            |
| イ 児童生徒がいじめについて相談しやすい環境の整備           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒との信頼関係を築くために、日ごろから円滑なコミュニケーションを図る。</li> </ul>                                                    |
| ウ 「学校いじめ対策委員会」に報告された情報整理及び認知の判断     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会内の情報共有</li> <li>・役割分担の明確化</li> <li>・会議記録の整理</li> </ul>                                            |
| エ 適切なアセスメントに基づく被害・加害児童生徒、関係児童生徒への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア</li> <li>・被害者のニーズの確認</li> <li>・いじめの加害者と被害者の関係修復</li> <li>・いじめの解消</li> </ul> |

(4) 困難課題対応的生徒指導

| 内容                       | 取組                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 学校いじめ対策委員会によるケース会議の実施  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①アセスメント（学校いじめ対策委員会会議録）【別紙３】</li> <li>②アセスメントに基づく被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働き掛けの方針のプランニング</li> <li>③被害児童生徒及び保護者に説明</li> <li>④指導・援助プランの実施</li> <li>⑤一定期間を目途に丁寧な見守り（少なくとも３か月を目安とする）</li> <li>⑥十勝教育局、特別支援教育課に報告</li> <li>⑦情報の整理と管理、記録の整理</li> </ol> |
| イ 道教委の「いじめ問題『緊急支援チーム』」等の | 学校だけでは解決することが困難な事案について                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|            |                                                                                             |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活用         | は、児童生徒を徹底して守る観点から、専門家等の助言を得る。                                                               |
| ウ 関係機関との連系 | <p>犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。</p> <p>（強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等）</p> |

（北海道いじめの取組防止等に向けた取組プランより）

## V いじめへの対処

### 1 児童生徒への対応

#### (1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ア 安全・安心を確保する。
- イ 心のケアをする。
- ウ 今後の対策について、共に考える。
- エ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- オ 温かい人間関係をつくる。

#### (2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ア いじめの事実を確認する。
- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- エ 今後の生き方を考えられるようにする。

### 2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- (1) 自分の問題として捉えられるようにする。
- (2) 望ましい人間関係づくりに努める。
- (3) 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### 3 保護者への対応

#### (1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ア じっくりと話を聞く。
- イ 苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ウ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### (2) いじめている児童生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ア いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- イ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ウ 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。

エ 保護者の協力が必要であることを伝える。

オ 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合、必要に応じて教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

ア 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。

イ 対応者を十分に検討して対応に当たる。

ウ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

#### 4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

ア 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言

イ 関係機関との調整

(2) 警察との連携

ア 心身や財産に重大な被害がある場合

イ 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

ア 家庭の養育に関する指導・助言

イ 家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

ア 精神保健に関する相談

イ 精神症状についての治療・指導・助言

#### 5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

・フィルタリング

・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

・「情報」における情報モラル教育の充実

・「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実

・ホームルームにおける情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

・ネット社会についての講話（防犯）の実施

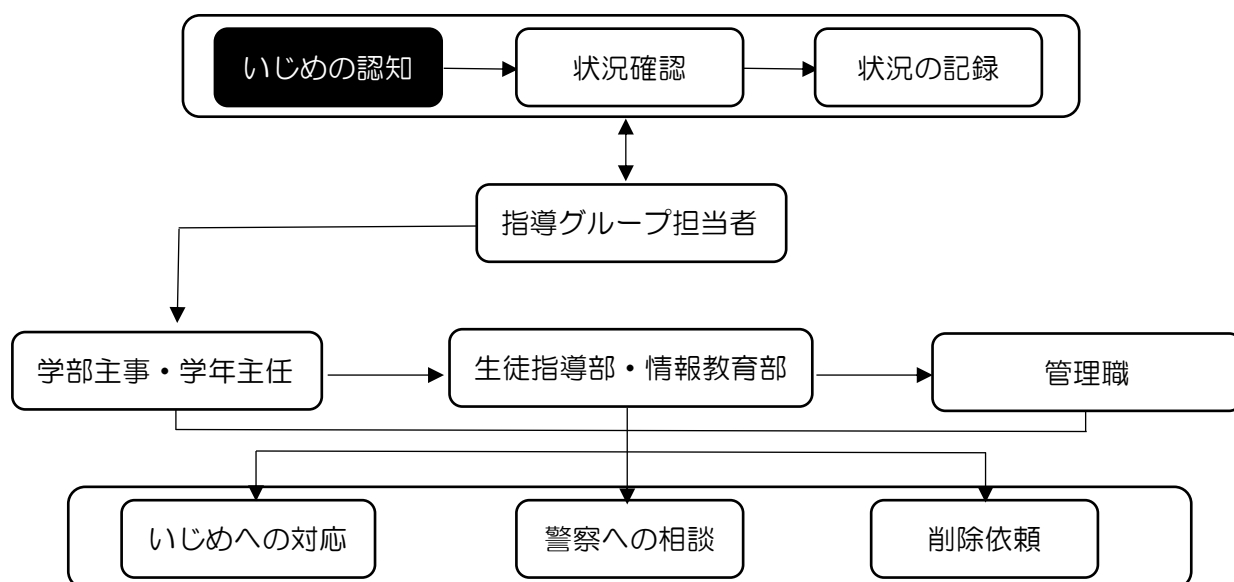
(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

・保護者からの訴え

・閲覧者からの情報

イ 不当な書き込みへの対処



## Ⅵ 関係機関等との連携

### 1 家庭・地域との連携

#### (1) 学校評価（いじめ防止対策推進法第 34 条）

学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策に取り組むに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

イ 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組を改善する。

#### (2) 周知・研修

ア 学校ホームページへ掲載し、児童生徒や保護者、地域の方が確認できるようにする。

イ 保護者には、入学者保護者説明会や PTA 総会にて本校のいじめ防止等の取組を説明する。

ウ 学校運営協議委員会にて、本校のいじめ防止等の取組を説明する。

エ 教職員には、校内研修において本校のいじめ防止の取組等について協議し、共有する。また、職員会議にて「いじめアンケートの結果や対応」について共有する。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 警察、児童相談所等との連携

生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察や児童相談所等と相談・通報を行い、適切な援助を求める。

#### (2) 他の機関との連携

##### ア 研修の実施

教職員向けに、情報モラルや性に関する研修などを計画していく。

イ 状況に応じてスクールロイヤーを申請し、対応に関する助言を得る。

|            |
|------------|
| Ⅶ 重大事態への対応 |
|------------|

## 1 重大事態とは

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

- (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

○不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

※ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要あり。

## 2 重大事態のときの報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、十勝教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

- (1) 重大事態に関わる調査の目的

事実関係を明確にするための調査を行い、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどんな問題があったか、学校・教職員がどんな対応をしたかなどを可能な限り明確にする。道教委や学校が事実に向き合い、同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を直接の目的としていない。

- ## (2) 調査の流れ

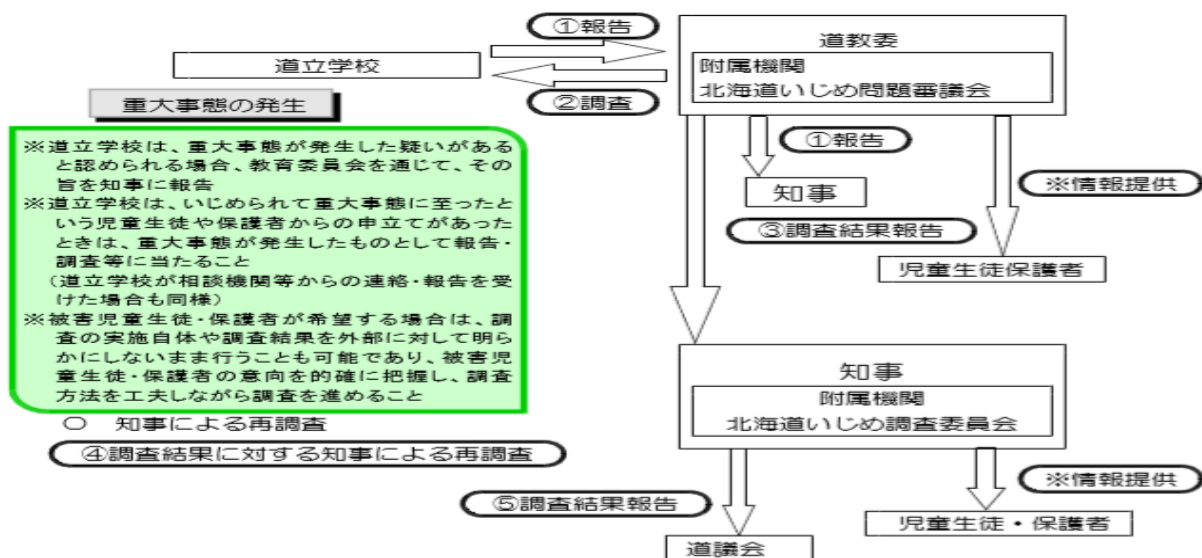
- ①学校は、道教委を通じて、重大事態の発生を、知事に報告する。

- ②重大事態発生の報告を受け道教委は、附属機関である「北海道いじめ問題審議会」に調査部会を設け調査を行い、調査結果を知事に報告する。

- ③知事は、附属機関である「北海道いじめ調査委員会」で調査結果に対する再調査を実施し、調査結果を道議会に報告する。

※いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあった場合、重大事態が発生した者として報告・調査にあたらなくてはならない。

- ### (3) 道立学校における対応（図）



#### (4) その他

- ・調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断による。
- ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

## VIII 相談窓口

| 名称                                 | 所管等                      | 電話番号                         | 概要                                        |
|------------------------------------|--------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|
| 子ども相談支援センター<br>(24 時間子ども SOS ダイアル) | 北海道教育委員会<br>(文部科学省)      | 0120-3882-56<br>0120-0-78310 | いじめ、不登校、友人関係、親子関係、LGBT、性被害など、様々な悩みに相談できる。 |
| 児童相談所虐待対応ダイヤル<br>「189」             | 北海道保健福祉部<br>(厚生労働省)      | 189<br>(いちはやく)               | 虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できる。       |
| 少年サポートセンター<br>「少年相談 110 番」         | 北海道警察                    | 0120-677-110                 | いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できる。           |
| 子どもの人権 110 番                       | 法務省                      | 0120-007-110                 | いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できる。           |
| チャイルドラインほっかいどう                     | 認定 NPO 法人<br>チャイルド支援センター | 0120-99-7777                 | 18 歳までの子どもが電話・チャットで悩みを相談できる。              |
| 性暴力被害者支援センター北海道<br>(SACRACH さくらこ)  | 北海道、札幌市                  | 050-3786-0799<br>または #8891   | 子どもや大人が性暴力の被害について相談できる。                   |
| こころの電話相談                           | 北海道立精神保健福祉センター           | 0570-064-556                 | 様々な悩みを相談できる。                              |
| 北海道いのちの電話                          | 社会福祉法人<br>北海道いのちの電話      | 011-231-4343                 | 様々な悩みを相談できる。                              |
| 北海道新型コロナウイルス感染症<br>健康相談センター        | 北海道総合政策部                 | 0120-501-507                 | 新型コロナウイルス感染症について相談できる。                    |

## IX その他

### 1 参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法（文部科学省）」
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」
- ・「生徒指導提要【改訂版】（文部科学省）」
- ・「北海道いじめ防止基本方針（北海道教育委員会）」
- ・「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン（北海道教育委員会）」
- ・「いじめ対応ガイドブック・支援ツール=コンパス=（北海道教育委員会）」